

議案第 24 号

木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例（昭和 48 年条例第 12 号）の一部  
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 5 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

第3条第1項に次の2号を加える。

(4) 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）の規定により医療費の助成を受けている乳幼児等

(5) 中学校（特別支援学校の中等部の課程を含む。）を修了し、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条の学校をいう。）に在学していない乳幼児等及び規則に定める乳幼児等

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例の規定は、平成31年8月1日の医療費から適用し、平成31年7月31日以前の医療費については、なお従前の例による。